

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第14号	受理年月日	令和7年3月3日
請願の件名	<p>地方の訪問介護の基本報酬の見直し等を求める請願</p> <p>(要旨)</p> <p>地方の訪問介護の基本報酬の見直し等を求める請願</p> <p>(理由)</p> <p>「訪問介護事業所がなくなれば、住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ないし、入所費用の支払いが高くて心配」。</p> <p>2024年4月、3年に1度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引下げられたことで、全国的に不安の声が広がっています。</p> <p>厚生労働省は、引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げている影響が大きく、とりわけ宮崎県のような地方の実態とはかけ離れています。</p> <p>実際に全国的な調査では、訪問介護事業所の4割近くが赤字です(22年度決算で36.7%)。とくに高齢者宅を一軒一軒まわる地方の中小の訪問介護事業所は、利益を得ることが難しくなっており、2019～23年度の5年間で全国8648か所廃止され、107市町村が事業所ゼロ、残り1事業所が272市町村となっています。なお、2024年介護事業者全体の倒産や休廃業・解散は過去最多の784社でしたが、そのうち7割近く(67.5%)の529社が訪問介護事業所でした。</p> <p>宮崎県内においては、すでに諸塚村と西米良村には訪問介護事業所がなく、また椎葉村、日之影町、都農町には1か所しか訪問介護事業所がない状況です。</p> <p>今回の介護報酬改定を受け、アンケート調査(2024年10～12月に実施した県内424事業所を対象)を行ったところ、事業所閉鎖を検討している事業所が数多くあり、訪問介護の空白地域がさらに増えることが危惧されることがわかりました。</p> <p>また、今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善加算分とし</p>		

で0.98%を措置し、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップに確実につながるように加算率の引き上げが行われました。しかし、既に加算を受けている事業所は今回の基本報酬引下げにより減収となっており、基本報酬の引き下げ部分をカバーできない事業所が出てくることは避けられません。

加えて訪問介護事業は人手不足が深刻で、ヘルパーの有効求人倍率は2022年度に15.5倍と過去最高となる異常な高水準となっており、人材の確保がますます困難になると考えられます。

訪問介護は住み慣れた地域の中でくらし続けたい方々や、要介護者のみならず、その家族の生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず、「介護崩壊」を招きかねません。今後も求められる訪問介護サービスを提供できるよう様々な対応が急務です。

以上の趣旨から、下記要請事項につき、地方自治法第99条に基づき、国と関係する省庁に対する意見書の提出を決議していただくようお願いいたします。

(要請事項)

- 1 物価高騰の影響等を考慮するなど、訪問介護の基本報酬をはじめ、早急に介護報酬全体の引き上げの改定や財政支援を行うこと
- 2 地方の条件不利地域等における事業所の実態を十分に踏まえ、小規模事業所加算の要件を大幅に緩和するなど、持続可能な経営ができるよう支援を行うこと

紹介議員

山口 俊樹 本田 利弘